電波利用料制度に関する専門調査会(第2回)議事要旨

- 1. 日時:平成22年5月12日(水) 13時00分~14時10分
- 2. 場所:中央合同庁舎2号館 地下1階 講堂
- 3. 出席者
- (1) 構成員(敬称略) 土居 範久(座長)、北 俊一、髙畑 文雄、土井 美和子、林 秀弥、三友 仁志
- (2) 総務省

内藤総務副大臣、小笠原総務審議官、桜井総合通信基盤局長、吉田電波 部長、山田総合通信基盤局総務課長、渡辺電波政策課長、野崎電波利用 料企画室長、豊嶋移動通信課推進官、大橋放送政策課長、吉田地上放送 課長、竹内移動通信課長

(3) 無線局免許人(敬称略)

徳広 清志 (NTTドコモ)、中村 光 (NTTドコモ)、冲中 秀夫 (KDDI)、中川 篤 (KDDI)、宮川 潤一 (ソフトバンクモバイル)、石原 弘 (ソフトバンクモバイル)、平澤 弘樹 (ウィルコム)、矢野 陽一 (ウィルコム)、片岡 浩一 (UQコミュニケーションズ)、小池 竜太 (UQコミュニケーションズ)、阿部 基成 (イー・モバイル)、大橋功 (イー・モバイル)

(4) 事務局

総合通信基盤局電波利用料企画室

- 4. 配付資料
 - 資料2-1 株式会社NTTドコモ 説明資料
 - 資料2-2 KDDI株式会社 説明資料
 - 資料2-3 ソフトバンクモバイル株式会社 説明資料
 - 資料2-4 株式会社ウィルコム 説明資料
 - 資料2-5 UQコミュニケーションズ株式会社 説明資料
 - 資料2-6 イー・モバイル株式会社 説明資料
 - 参考 電波利用料制度に関する専門調査会(第1回)議事要旨
- 5. 議事概要
- (1) 内藤総務副大臣挨拶

「電波利用料制度に関する専門調査会」発足趣旨の概要及び、本公開

ヒアリングの趣旨が以下のとおり説明された。

・第1回会合で出された論点を踏まえ、無線局免許人等と直接意見交換 を行うことで、次期電波利用料をより良いものにしていくための検討 に活かしていきたい。

(2) 公開ヒアリング(各社からの説明)

ONTTドコモより、資料2-1に基づき、次期電波利用料制度に関する意見が述べられた。概要については、以下のとおり。

【電波利用料の使途・予算規模について】

- ・モバイル分野のトラヒックは今後ますます増大していくことが予測されるため、電波資源の拡大や周波数有効利用の向上のために、長期的な視野に立った研究も使途の対象に含めるべきである。
- ・周波数再編に伴うシステム間干渉について、机上検討のみならず、必要に応じてフィールドでの検証試験も追加していただきたい。
- ・電波の安全性に関する調査、携帯電話のエリア整備支援、電波監視業 務についても継続していただきたい。
- ・電波利用料の予算規模については、現状維持が適当であると考える。 【電波利用料の料額について】
- ・電波利用料の料額については、電波の適正な利用確保に関し、電波利用共益費用を受益者が分担するという電波利用料制度の趣旨に鑑み、原則受益者負担でお願いしたい。
- ・料額については、携帯電話との融合サービス等の拡大に伴い、端末数増加が考えられるため、端末の料額引き下げを要望する。また、フェムトセル基地局の需要拡大が見込まれるので、フェムトセル基地局の料額の引き下げをお願いしたい。
- OKDDIより、資料2-2に基づき、次期電波利用料制度に関する意見が述べられた。概要については、以下のとおり。
 - 電波利用共益費用という現行の考え方を維持するのが適当である。
 - ・電波利用料制度は、3年ごとに検証と見直しを行っており、電波の経済的価値を反映した仕組みであると理解している。
 - ・歳入と歳出の均衡化、負担と受益のバランス、公平性については透明 性や合理性の観点から改善すべき課題があると考える。
 - ・オークションの導入に関しては、現行の電波利用料制度との関係を明確にし、慎重に議論をすべきである。

【電波利用料の使途・予算規模について】

- ・使途については、国民の電波利用整備費用という枠内で、透明なプロセスをもって議論すべきである。
- 予算規模については、肥大化に歯止めがかかる仕組みが必要であると

考える。

- ・テレビ等の受信・共聴設備に関する干渉が発生した場合の措置等について、電波利用料からの一部負担、干渉防止の技術基準や規制等の在り方についても検討が必要と考える。
- ・人体に対する電波の安全性に関する調査研究は、事業者ではなく国が 主体的に継続実施すべきである。

【電波利用料の料額について】

- ・料額については、現行の3年周期の改定は適当である。
- ・歳入と歳出の均衡を維持するために、会計年度毎あるいは二会計年度 にまたがって料額調整ができる仕組みを考えていただきたい。
- ・今後普及が見込まれる組込型端末等への料率は、その特性を反映した 料額の算定を考えていく必要があると考える。
- 免許不要局等の公平な負担を検討いただきたい。

【その他措置すべき点について】

- ・不法・違法無線局に対応するため、電波法上の規制に加え、違法機器 の販売についての罰則強化等を行っていただきたい。
- 〇ソフトバンクモバイルより、資料2-3に基づき、次期電波利用料制 度に関する意見が述べられた。概要については、以下のとおり。

【電波利用料の使途・予算規模について】

・歳入が巨額になっていると考えている。また、歳入と歳出の差額の使用目的を明らかにし、本来の目的で使用しない場合は返納すべきと考える。

【電波利用料の料額について】

・帯域と個別免許の二重の支払い方法を改め、帯域利用料に一本化すべ きと考える。

【その他措置すべき点について】

- ・昨今の電波の効率的な使用を促進する通信・放送の融合化の中では、 減免係数については廃止すべきである。
- ・オークション制度については、新規参入の障壁となり得るため反対である。
- ・電波利用料の支払い方法は、現行方式に加え月単位での支払い方法も 可能にすべきである。
- ・ホワイトスペースの利用者からも帯域の電波利用料を徴収すべきである。
- ・MCA等の事業者が利用する帯域についても、帯域幅に合わせて電波 利用料を支払うべきである。

〇ウィルコムより、資料2-4に基づき、次期電波利用料制度に関する 意見が述べられた。概要については、以下のとおり。

【電波利用料の使途・予算規模について】

・使途及び予算規模については、現状維持をお願いしたい。

【電波利用料の料額について】

- ・歳入と歳出の差額については、次期利用料額の算定の中で還元すべき である。
- ・移動体通信事業の公共性も鑑みて、電波利用料の公平な負担の在り方 について検討をお願いしたい。
- ・今後の移動体通信による高速データ通信サービスの普及に当たって、 低出力の基地局については料額の負担軽減も検討していただきたい。

【その他措置すべき点について】

- ・運用が制限されている帯域については経済的価値も劣るため、制限期 間中は電波利用料の軽減を考慮していただきたい。
- 〇UQコミュニケーションズより、資料2-5に基づき、次期電波利用 料制度に関する意見が述べられた。概要については、以下のとおり。

【電波利用料の使途・予算規模について】

- ・使途については、現行の電波法の枠組みを維持していただきたい。
- 予算規模については、肥大化しないように運用していただきたい。
- ・歳入額と歳出額はバランスを図るべきであるが、差額が発生した場合 の使途は原則目的に沿ったものにしていただきたい。
- ・ブロードバンド普及の有効な手段であるBWAのエリア整備も使途に 加えていただきたい。
- ・国民の電波に対する不安を取り除くための研究開発及び国民に対する 広報活動への取り組みも充実していただきたい。

【電波利用料の料額について】

- ・料額については、放送事業者と電気通信事業者の帯域に応じた負担の バランスを図っていただきたい。
- ・WiMAX方式等の1契約複数機器利用サービスは、SIM方式との同等性を確保し、未使用機器の電波利用料徴収は廃止すべきである。

【その他措置すべき点について】

・オークションについては、海外では落札額が高騰した結果、サービス 提供に支障が出る事例が出ている。十分な検討を行った上で慎重に判 断すべきである。 〇イー·モバイルより、資料2-6に基づき、次期電波利用料に関する意見が述べられた。概要については、以下の通り。

【電波利用料の使途・予算規模について】

- 予算規模についてはこれ以上大きくならないようにしていただきたい。
- ・電波利用料の歳入と歳出のバランスを確保していただきたい。
- ・使途についての項目の見直しや、項目によっては縮減をしていただき たい。

【電波利用料の料額について】

・電波利用料の負担については、受益と負担のバランスを考慮し、例えば売上や事業規模に応じた利用料負担も検討すべきである。

【その他措置すべき点について】

・電波の経済的価値というのは、その周波数を利用することによって、 新市場の創出や競争の活性化を実現するものであると考えている。議 論にあたっては、総務省のこれまでの各種の政策や事業者の競争状況 を再評価いただきたい。

(3) 公開ヒアリング(質疑応答・意見交換)

(2) の各社の説明を踏まえ、構成員(●)と質疑応答及び意見交換を 行った。

- ●NTTドコモにお聞きしたいが、長期的な視野に立った研究も使途の対象に含めるべきというものがあるが、一方では予算規模の現状維持を要望しており、ここの兼ね合いをどう捉えたらよいか。
- ・総額の中で研究開発するものを選んでいただければよいと思う。5年以上のものであっても対象とすることができるようにしてほしい。また、総額そのものは現状維持していただきたい。(NTTドコモ)
- ●NTTドコモにお聞きしたいが、電波利用料の料額についての要望の中に、携帯電話端末の料額の引き下げに関するものがあるが、これは、音声端末を含めたものなのか。それともモジュール系とか組み込み系などの料額に差を設けることが想定されるが、どちらなのか。また、放送事業者と通信事業者の負担のバランスについて、及びオークションの導入についてのコメントをいただきたい。
- ・我々は現場専用のエンベデッド型もしくはモジュール型を想定しているが、ビジネスについては月額料金(収入)が少ないものが数多く出てくると考えており、そのあたりを考慮してほしい。また、オークションについては事業継続性の観点から反対する。(NTTドコモ)

- ●NTTドコモとウィルコムにお聞きしたいが、電波の経済価値の反映、 あるいはオークションの導入についてどう考えるか。
- ・基本的には、受益と負担とのバランスをあまりにも欠くという場合に は問題であると思う。特に、放送と携帯事業者の負担についてはそう 思う。(NTTドコモ)
- ・現時点では具体的にどのようなオークションをやるのかは見えないのでコメントは控える。 (ウィルコム)
- ●各社にお聞きしたいが、携帯事業についてはガラパゴス化の話が出ているが、この状況を打破するにあたり、電波利用料をどこに使っていけば海外展開できるか。
- ・グローバルスタンダードが出るのに伴い、日本の国際競争力を強化する方向に使途が増えていくと思う。(NTTドコモ)
- ・電波利用料は共益費用と捉えているので、電波利用の環境整備目的であれば賛成だが、産業振興策については反対である。(KDDI)
- ・電波利用料は共益費用に限定するべきと考えているので、産業振興策 についてはKDDIと同意見で反対である。(ソフトバンク)
- ・将来的な、国際的な周波数の再編という意味では効果があると考える。 (ウィルコム)
- ・WiMAXは世界標準なので、それをうまくリンクした仕組みを作る ことが世界に広がっていく大きな要素になると思う。(UQコミュニ ケーションズ)
- ・周波数がグローバルに共通化されることと、それによって、ハードウェアやインフラだけの競争でなく、ソフトウェア、アプリケーションの競争に集中できるような目的での利用ならば良いと思う。(イー・モバイル)
- ●各社にお聞きしたいが、オークションについては各社とも反対とのことだが、若干の修正はあるものの大枠としては現行制度をそのまま受け入れたいという理解で良いか。
- ・現行制度が安定して事業継続ができるということで賛同する。 (NTT)
- ・現行制度を支持する。 (KDDI、ソフトバンク、ウィルコム、UQコミュニケーションズ)
- ・現行制度を支持するが、現行制度の中でより競争を促進するような負担の在り方を検討してほしい。 (イー・モバイル)
- ●各社にお聞きしたいが、現状では、帯域利用料の支払いに加えて、基

地局毎の電波利用料を支払う必要があり、基地局数に比例して電波利用料が増加する仕組みとなっているため、帯域利用料での支払いに一本化すべきという意見に対してどのような認識か。

- ・基地局数に比例する電波利用料と、帯域に比例する電波利用料の併用 が好ましいと考える。(NTTドコモ)
- ・基地局数と帯域利用料の組み合わせというのがバランスとして重要であると考える。(KDDI)
- ・端末の多様化に対応し、局数に比例した料金の割合を下げるべきと考える。 (ウィルコム)
- ・帯域利用料への一本化は厳しい。割合は別として現行の仕組みがよい と考える。(UQコミュニケーションズ)
- ・帯域利用料への一本化は厳しいが、小出力の基地局についての軽減は 考慮いただきたい。(イー・モバイル)
- ●ソフトバンクにお聞きしたいが、貴社の提案が通信だけではなく、放送でも周波数の有効活用を促進するインセンティブが働くということについて教えていただきたい。
- ・料額算定を通信方式のMHz単位の帯域利用料に統一することで、放送事業者に対しても周波数をより有効に活用するインセンティブが働くと考える。(ソフトバンク)
- ●ソフトバンクにお聞きしたいが、減免係数の廃止について、放送の公 共性を踏まえた考え方をお伺いしたい。
- ・通信側も放送と同じくらい公共性が高まっているが、それを踏まえて 通信側で減免係数を新たな特例として認めていただくよりも、この際 通信も放送もお互いになくしたほうが良いのではと考えている。 (ソ フトバンク)
- ●各社にお聞きしたいが、ホワイトスペースの導入についてソフトバン クが触れているが、どのようなご意見をお持ちか。
- 利益が出るものであれば、応分の負担をしていただきたい。(NTT ドコモ)
- ・ホワイトスペースを使う上で必要となる干渉対策等に対する支出は問題ないと考える。(KDDI)
- ・相応の経済価値があると考えるため、応分の負担をしていただきたい。 (ウィルコム)
- ・どのような使い方かを詰めてから利用料について整理すべきである。 (UQコミュニケーションズ)

- ・新たに周波数を使う場合は電波利用料を徴収するべきであり、経済的な価値、例えば売上等を考慮の上、減免等の措置も必要と考える。(イー・モバイル)
- ●各社にお聞きしたいが、電波利用料の一部あるいは全部が一般財源的 に使われる可能性についてどのように考えるか。
- ・国税、所得税とは用途が違う特定の枠の中で運用すべき。 (NTTドコモ)
- ・一般財源とは別の財源として電波利用料の負担を想定しているのだから、一般財源化には反対。また、歳入・歳出の不均衡についても同様に考える。(KDDI)
- ・600億円という歳出規模の是非をまず議論すべき。(ソフトバンク)
- 予算規模が拡大する可能性があり、使途は限定すべき。(ウィルコム)
- ・電波利用料の趣旨に合わせて使途は限定すべき。(UQコミュニケーションズ、イー・モバイル)

6. その他

第3回の調査会は5月17日(月)午前中に、第4回の調査会は6月9日(水)13:00から開催する。

第3回は引き続き無線局免許人、第4回は電波利用の新規参入者等の免 許人以外を対象にヒアリングを実施する予定である。

以上